

四国中央市水道局公正入札調査委員会要綱

平成19年6月21日

訓令第33号

(設置)

第1条 水道局が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(建設工事に関する調査、測量及び設計業務を含む。)、製造の請負、物品の購入(物品の修繕及び印刷製本を含む。)、及び業務委託(以下これらを「水道局工事等」という。))の競争入札及び随意契約の談合に関する情報(以下「談合に関する情報」という。))に対して的確な対応を行い、水道局工事等の契約の適正を期するため、四国中央市水道局公正入札調査委員会(以下「委員会」という。))を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 談合に関する情報に対する具体的対応の検討
- (2) 談合に関する情報の公正取引委員会への通報
- (3) 談合に関する情報に係る事実の調査
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水道局工事等の競争入札及び随意契約の公正な執行に関

し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員長及び委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。))は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、水道局入札担当課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日訓令第18号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日訓令第6号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月9日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年11月1日訓令第27号)

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第21号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中四国中央市水道局公正入札調査委員会要綱第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第11号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中四国中央市水道局競争参加資格審査会要綱第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	副市長				
委員	総務部長	政策部長	建設部長	水道局長	